

県南広域振興局長告示第149号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、一関東部土地改良区（一関市）の一関東部土地改良区頭首工管理規程を認可した。

なお、当該管理規程の概要は、次のとおりである。

令和2年12月8日

県南広域振興局長 佐々木 隆

1 取水及び出水に関する事項

各頭首工の取水量及び取水期間は、当該管理規程別表第1に記載のとおりとする。

2 洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

3 頭首工を操作するために必要な機械器具及び観測設備の点検及び整備に関する事項

4 その他頭首工の管理に関し必要な事項